

様式第二十九（第二十八条第二項、附則第二条第一項関係）

届出日	2023年3月24日
届出番号	2023-J0002

届出書

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第30条第1項・第30条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

令和5年3月24日

内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
経済産業大臣 殿

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院  
東京都新宿区戸山1-21-1

1. 届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	①. 新規      2. 変更（元の届出番号：      ） 3. 中止（元の届出番号：      ）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ） コクリツケンキュウカイハツホウジン コ クリツコクサイイリョウケンキュウセンタービョウイン 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院
届出者の住所又は居所	〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1  電話 03（ 3202 ）7181
代表者の氏名	（フリガナ） スギヤマ ハルヒト 杉山 温人
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ） イハナシ イタンホウジン ニホンイカイリョウジョウホウカンリキョウ 一般財団法人 日本医師会医療情報管理機構  電話 03（ 5981 ）9099 E-mail j-mimo-info@j-mimo.or.jp

## 2. 届出項目

- (1)  本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。(□内に印を付けること。)
- (2)  医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供していること。(□内に印を付けること。)
- (3) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目(該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報
	健康診断の結果等に関する情報
<input checked="" type="checkbox"/>	調剤に関する情報
	その他 (介護に関する情報、歯科診療に関する情報)

- (4) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

診察、検査、治療、調剤

- (5) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

診察、検査、治療、調剤によって取得した医療情報を医療情報取扱事業者のデータベースで更新する。

- (6)  認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を法第20条及び規則第6条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。(□内に印を付けること。)

- (7) 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法(該当するもの全ての□内に印を付けること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口(住所:東京都文京区本駒込6丁目1番21号コロナ社第3ビル7階)
<input checked="" type="checkbox"/>	電話(番号:03-5981-9579)
	WEB(URL: <a href="https://www.j-mimo.or.jp/">https://www.j-mimo.or.jp/</a> )

	その他 ( )
--	------------

3. 本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日又はやめた日  
提供開始予定日又はやめた日【令和5年7月1日】
4. 主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）  
 希望なし  
 次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望  
（公表日を指定する理由： )
5.  本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。（□内に印を付けること。）
6. 添付書類（□内に印を付けること。）  
 委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

#### 記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。